

# 事業計画書

使用済燃料再処理機構

## 1. 業務の開始の時期

本機構は、平成28年10月から業務を開始する予定である。

## 2. 業務に関する計画の概要

本機構は、定款第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 使用済燃料の再処理等を行うこと。
- (2) 拠出金を収納すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 3. 資金の調達方法及び使途

特定実用発電用原子炉設置者が納付する拠出金及び当該拠出金の運用益により、本機構が行う使用済燃料の再処理等の業務の資金に充てる。

## 4. 機構の組織

### (1) 組織

本機構を運営するための組織は、設立当初においては次のとおりとする。



なお、設置する部門は、事業環境の変化等に合わせて、柔軟かつ機動的に対応できるように必要に応じて見直すものとする。

### (2) 職員

本機構の職員は、設立当初年度においては、約30名を予定する。

## 5. その他必要な事項

### (1) 人材、技術等の活用

再処理等事業は、安全確保を大前提に、着実かつ効率的に進めていくことが重要であるため、本機構は、これまで蓄積されてきた人材、技術等を最大限活用していくこととして、再処理事業者等に再処理等の実施を委託する。なお、委託に際して、再処理事業者等を管理・監督するに当たっては、その活力発揮を損なわないよう留意する。

### (2) 安全の確保

本機構は、安全の確保を旨とし、再処理等事業を着実かつ効率的に行うものとする。その際、再処理等の実施における再処理事業者等の安全性向上に対する取り組み等に支障を与えないよう留意する。

### (3) 地域との共生

本機構は、再処理等事業を進めるに当たっては、立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、立地自治体等関係者との信頼関係の下で、連携して円滑に進められるよう留意する。